

役員

- [名誉会長] 松下 正寿 元立教大学総長
[会長] 佐々 保雄 北海道大学名誉教授
[副会長] 安芸 皎一 前関東学院大学教授
[顧問] 扇谷 正造 評論家
[参 与] 池田 肇 横河工事機取縮役社長
[監 事] 大塚 茂 特定産業信用基金理事

九州支部役員

- [支 部 長] 高田 源清 九州大学名誉教授
[副支部長] 賀来 宗光 長崎県済生病院院長
[顧問] 太田 誠一 衆議院議員
[参 与] 黒木 一夫 機務工務店顧問
[監 事] 谷本 二郎 弁護士

会 則

(抜粋)

- 第1章 総 則
第1条 (名 称) 本会は国際ハイウェイプロジェクト・日韓トンネル研究会という。
第2条 (事務所及び支部) 本会は事務所を東京都におき、必要に応じて支部をおくことができる。
第2章 目的・事業
第3条 (目 的) 本会は科学の統一に関する国際会議（ICUS）が提唱した国際ハイウェイ構想の一環である、日韓トンネル計画の研究を内外分野の専門家の協力を得て行うことを目的とする。
第4条 (事 業) 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
第3章 会 員
第5条 (会 員) 本会の会員は次のとおりとする。
第6条 (入 会) 会員になろうとするものは入会申込書を提出するものとする。
第7条 (会 費) 本会の会費は、次のとおりとする。
第8条 (資 格) 会員は、本会が刊行する会誌の配布や、本会が主催する会合の案内を受けることができる。
第9条 (資格の喪失) 会員は、次の事由によって資格を喪失する。
第10条 (退 会) 会員が退会しようとするときは退会届を提出しなければならない。
第11条 (除 名) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。
第12条 (会費等の不返還) 既納の会費、寄付金等はいかなる理由があってもこれを返還しない。

会員募集

本会は国際ハイウェイ構想の一環である日韓トンネル計画の研究を内外分野の専門家の協力を得て、情報・資料の収集、講演会、シンポジウムの開催、更には国際交流や刊行書「日韓トンネル時報(年4回)、日韓トンネル研究(年2回)」の出版を通して行って居ります。

本会を具体的に推進するために幅広く会員の募集を致しておりますので何卒宜敷く御加入下さいませようお願い申し上げます。

日韓トンネル研究会

[東京事務局] 〒150 東京都渋谷区道玄坂2-10-12 新大宗ビル 3号館330号室 ☎03(496)9211
[九州支部] 〒812 福岡市博多区博多駅東2丁目8番9号馬場ビル203 ☎092(473)6009

RESEARCH INSTITUTE JAPAN-KOREA TUNNEL No.22

日韓トンネル研究会

保存用

日韓トンネルによせて

日韓トンネル研究会会長 北海道大学名誉教授 佐々 保雄



今、大勢の青年が、対馬、杵岐、唐津などの陸に海に、身を挺して、地形、地質の調査を行っています。また東京や福岡では、研究者や技術者が集まり、討論を重ねています。これは日本と韓国との間にトンネルや橋が通せるか否かを研究し、またその建造がどんな意義を持つかを検討するためです。

しかし、この計画は単に日韓間に止まらず、遠くアジア大陸を横断して欧州に至る長大なハイウェイプロジェクトのほんの第一歩に過ぎません。

世界に大動脈としてのハイウェイを廻らせて、各国間の交流を容易にし、物心両面で各国民が堅く結ばれ、いずれの日に平和を世界にもたらそうという、壮大な夢とロマンを追う動きが、今湧き上がりつつあります。このアジアハイウェイは、そのネットの大きな空白を埋め、ユーラシア大陸の太い背骨となることでしょう。日韓トンネルはその試金石です。

自国だけの利益、幸福を追う時代は既に過ぎました。これからは、各国が協力し合って、共存共栄を図り、自由で平和な世界を築く時です。そのためのハイウェイネットの建設ですが、今の日本の技術力や経済力をもってすれば、それは決して不可能ではないと考えております。

これによって、日本は韓国と真の友邦となるのみならず、各国から信頼と友情を勝ち得ることでしょう。これは物質的な面もさることながら、むしろ精神上のメリットの大きい、そのことに使命感を抱き、精進している皆々です。

21世紀の最大の遺産となることを信じてつ。

会の事業内容

国際ハイウェイ構想の一環である日韓トンネル計画に関する調査・研究及びその受託・委託、内外の情報資料の収集、講演会、研究会等の開催、国際交流及び刊行書の出版、広報PRなどの日韓トンネル計画を達成するための諸事業を行う。

- 1. 日韓トンネル計画の調査・研究
(1)日韓トンネル計画の背景となる理念、文化、経済、法律、政策等の諸問題の調査・研究。
(2)計画推進にかかわる、行政、財政、法制、税制等の調査研究。
(3)資源、エネルギー、環境等の諸問題の調査・研究。
(4)建設予定地域の、地形、地質の調査・研究。
(5)トンネルの計画、設計、施工、管理等に関連する調査・研究。
(6)日韓トンネル計画に関連する調査・研究の受・委託。
2. 資料並びに情報の収集、整備
(1)日韓トンネル計画に関連する内外情報資料の収集整備。
(2)会員に対する情報資料の提供。
3. 調査・研究に基づく日韓トンネル建設への提言
(1)日本および大韓民国との意見交換。
(2)建設団体および関連団体との意見交換。
(3)調査・研究開発に基づく関係諸機関への要望、提言。
4. 日韓トンネル計画推進に関する広報活動
(1)一般、オピニオンリーダーあるいは関係者向けの日韓トンネル計画推進に関する広報資料の作成。
(2)機関紙誌の発行。
(3)広告、講演会、研究会等の広報活動。
5. その他
(1)会員相互の意志疎通、研鑽のための研究会、講演会、見学会あるいは親睦行事の開催。
(2)内外の関係事業の視察及び研修。
(3)本研究会の趣旨に賛同する個人、法人の入会勧誘。
(4)その他本研究会の目的を達成するために必要な事業。

国際ハイウェイの提唱

—絶対的価値の探究と新世界の創造—

国際文化財団創設者
文 鮮 明 師



国際ハイウェイは人類の理想を達成する一つの手段であります。今日、すべての人類は飢餓、疾病、戦争からの解放を切望し、平和と幸福に満ちあふれた理想世界を願っております。人類が抱いているこのような願望を、実現不可能な夢で終わらせることは到底出来ません。

私たち一人一人が国籍を超えた統一世界に生きたいという強い願望を抱いています。このような心からの願望は神の抱いている願望でもあり、真の理想であります。試練と苦痛に満ちた20世紀も終わりに近づき21世紀を迎えようとしています。21世紀に新しい文明社会を創造するためには、各国が国益を追求することをやめ、グローバルな価値観を確立しなければなりません。

勝手な国益の追求は、敵意と闘争をもたらすだけなのです。隣国の幸福と平和なくして自国の幸福と平和は維持できません。世界平和は国籍の違いを超えた全人類に対する愛という観点からのみ考えることが出来るのです。

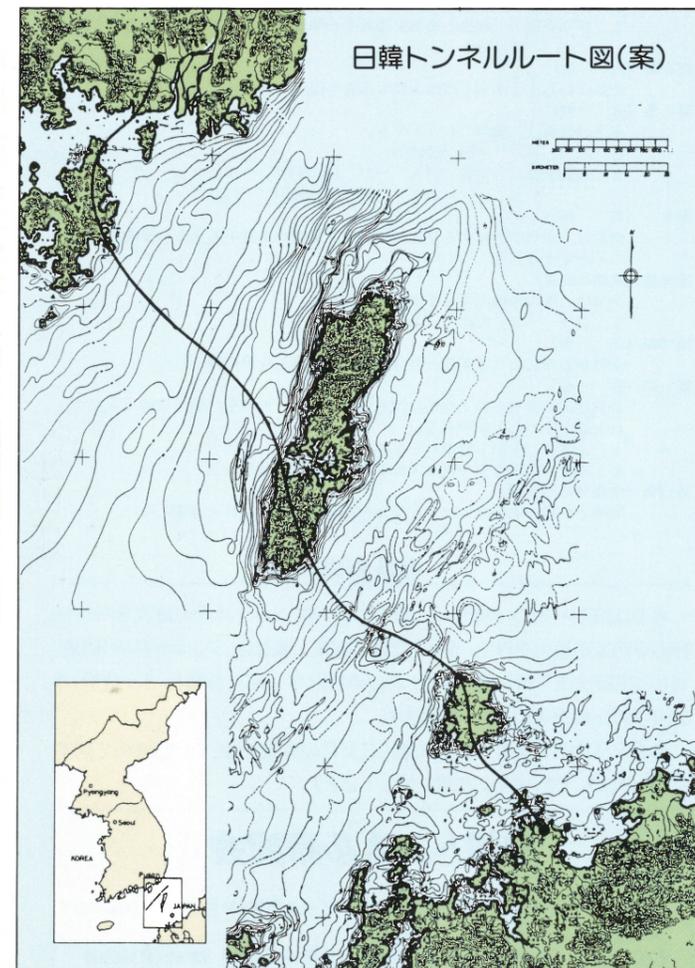
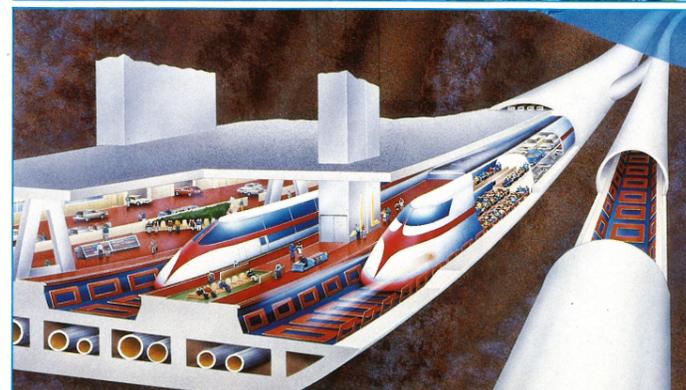
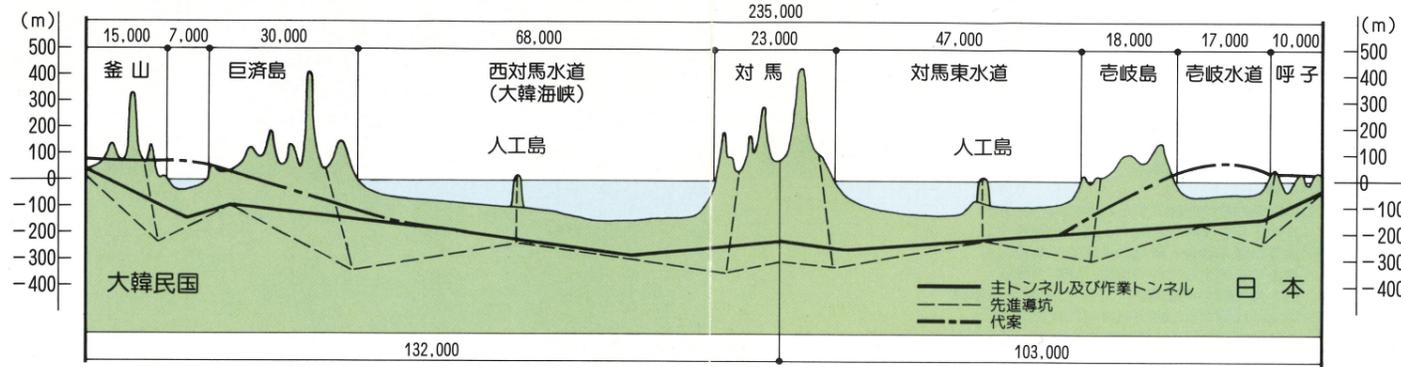
今や社会、経済、組織に関する新しい学術理論を提案してゆくことが必要な時代だと思います。そして、それに基づいた新しい国際的経済秩序を確立する必要があります。その結果、私たちは莫大な経済的浪費と資源の損失を避けることが出来るでしょう。そして、すべての人類が平和と幸福を享受する権利を得るため、世界と人類という視点から新しい土地利用計画を推進することが出来ます。こうした土台の上に理想世界が確立され、恒久的な平和が実現するとともに、人々は幸福で豊かな生活を享受するでしょう。

人類一家族という理想を実現する方向で、東洋と西洋の諸国を連結するのが国際ハイウェイの構想です。一つの計画は、第一段階で日本・韓国・中国を連結し、中国本土、南アジア、中近東を通過してソ連及び欧州に至るというものです。このハイウェイは、世界のすべての国々を直接結合させようとするものです。その間の大都市の近郊にはハイウェイに隣接して空港を建設し、出入国の検問所をつくり、ビザを必要としない簡単に迅速な出入国システムの採用も可能です。ハイウェイの両側少なくとも1キロの地帯は、中立の緩衝地帯を設け、国境を超えた地域とします。そして、高速乗用車や観光バスを利用するための、宿泊や娯楽施設を建設します。

この提案は、未来の理想世界を実現するための具体的な計画の一部であります。世界の人々を一つに結ぶ高速輸送のネットワークをつくり、世界の至る所に短時間で往復できるようにすれば、それだけ地上天国の実現は早いといえるでしょう。世界の経済が統合されるにつれ、広範な経済の発展が可能となり、人々はみな豊かな生活を営み、大部分の時間をレジャーに費やすようになるでしょう。世界を旅行しながら、自然を愛し、自然から学び、自然の美について神に感謝し、他国の人々のために生き、お互いに愛し合うときが過ぎるようになるでしょう。私は、すべての人々が真の生活を楽しむ理想世界が、必ず来ると確信しています。



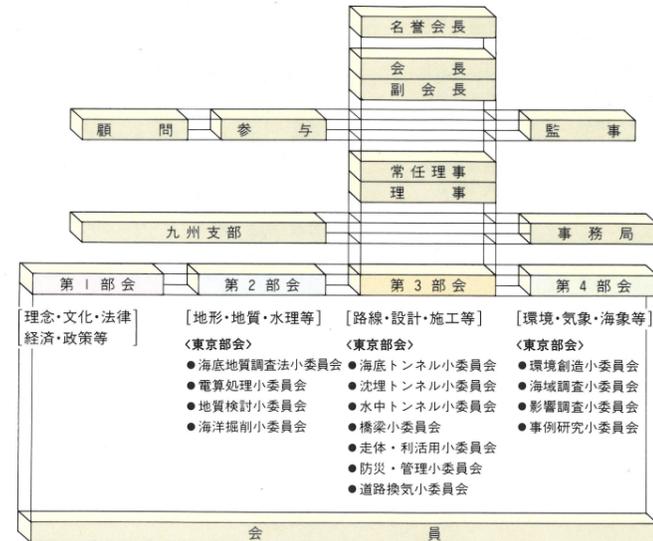
日韓トンネル縦断面図(案)



会の組織と運営

[会員] 本会の趣旨に賛同し (=正会員) 事業を援助する (=賛助会員) 個人・法人で、理事会で承認された会員によって構成されている。
[経費] 本会は会員の会費と寄付金で運営される。
[総会] 最高議決機関は会員で構成されている総会である。
[運営]

1. 本会の運営は名誉会長・会長・副会長・常任理事・理事で構成される理事会で行う。理事会は総会の議決した事項の執行及び総会に付議すべき事項を決定する機能を果たす。
2. 本会は理事会の議決を得て、専門事項を調査・研究・審査するため、部会を置くことができる。第1部会は理念・文化・法律・経済・政策の分野、第2部会は地形・地質・水理等の分野、第3部会は路線・設計・施工等の分野、第4部会は環境・気象・海象等の分野を担当する。



日韓トンネル計画

年度	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991~
計画名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年~
理念設定										
経済性研究										
政策決定										
陸上地形・地質調査		概査	精査							
海底地形・地質調査		概査	精査							
坑内地質										
水文					陸上		坑内			
路線・計画										
設計・工法										
工事・施工										
環境調査									工事に伴う調査	